

## 健全化判断比率等の概要

### 1 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合

#### ◆ 算式

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計  
繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額  
支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額  
事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額  
標準財政規模：当該団体における標準的な一般財源の規模  
(標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	11.25%～15%	20%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

### 2 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する地方公共団体のすべての会計における実質赤字の割合

#### ◆ 算式

$$\frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロー－ハ－ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計  
ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計  
ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計  
ニ：資金余剰額を生じた公営企業会計における資金の余剰額の計

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	16.25%～20%	30%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

### 3 実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の割合の3ヵ年平均

◆ 算 式

$$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{イ} + \text{ロ})}{\text{標準財政規模} - \text{ロ}} \times 100 \quad (\text{3カ年平均})$$

イ：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源  
 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費の額））

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金

- ① 繰上償還を行ったもの
- ② 借換債を財源として償還を行ったもの
- ③ 満期一括償還地方債の元金償還金
- ④ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」

- ① 満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ② 公営企業債の償還金の財源に充てられた一般会計等から一般会計等以外への繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの  
 （PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25%	35%

4 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{① 将来負担額} - \left( \begin{array}{l} \text{② 充当可能基金額} \\ + \text{③ 特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費の額}} \times 100$$

（実質公債費比率の分母と同じ）

① 将来負担額

- イ 一般会計等の当該年度末地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入相当額
- ニ 地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（公社、三セク）の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

② 充当可能基金額

災害救助基金、介護保険安定化基金、財産区に係る基金以外の基金に属する財産のうち、現金、預金、国債、地方債等、換金性や流動性の高いものの額

③ 特定財源見込額

将来負担額のイ～ニに充当先がある特定の歳入の見込額

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体となる（財政再生の基準はない）

	早期健全化基準
将来負担比率	350%

## 5 資金不足比率

各公営企業における事業規模に対する資金の不足額の割合

### ◆ 算 式

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

① 法適用企業（地方公営企業法を適用する公営企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

② 法非適用企業（地方公営企業法を適用しない公営企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

○事業の規模

① 法適用企業

営業収益の額－受託工事収益の額

② 法非適用企業

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

○ 以下の基準以上となると、経営健全化団体となる

	経営健全化基準
資金不足比率	20%

## 6 財政再生基準等の適用等

財政再生基準、早期健全化基準、経営健全化基準の適用（計画の策定等）は、平成 21 年度（平成 20 年度決算に基づく比率）からとなります。

平成 20 年度は、平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等の公表のみの適用となります。